

執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)〈抜粋〉

(設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。

別表(第2条関係)

1 市長の附属機関

附属移管の名称	担任する事務
羽曳野市総合基本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項